

議 第 2 号

建築物の免震装置等に係る不正事案の早期  
解決及び再発防止を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年10月に、複数の油圧機器メーカーが、免震・制振オイルダンパーの性能検査記録データを改ざんし不適合品を納入していたことが公表され、本県においても公共施設や医療施設等、10施設に不正の疑いのある装置が使用されていることが判明した。

全国で建築物の地震対策が進められる中、大臣認定の内容に不適合な製品等の出荷は10年以上にわたって行われたとされ、本事案を受けて、国では、全国の関係機関や事業者等に対して建築物の安全性の確認を求めるとともに、有識者委員会を設置し検証を開始したところである。

また、近年、同社の他にも耐震偽装や免震ゴムのデータ改ざん、マンションのくい打ちデータの流用等、建築物の安全性確保を軽視し建築分野全体の信頼を揺るがす事態が続発しており、行き過ぎた納期厳守の徹底やコスト削減の圧力といった構造的な問題も指摘されている。こうした事態は国民生活に多大な影響を与えることから、官民一体となって実態の把握や原因の究明に努め、再発防止に取り組んでいくことが必要不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の不安を解消するため、速やかに全容解明を行い、不正が判明した物件については早急に安全確認や装置の交換等に向け必要な措置を講ずるとともに、今後の建築物の安全性・信頼性を確保するための関係法令の検証を行うなど、建築物の免震装置等に係る不正事案の早期解決及び再発防止を図るよう強く要請する。